

## 議案第10号

平成30年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

平成30年第2回東広島市議会定例会において教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により市長から意見を求められたため、同意することについて提案する。

平成30年5月24日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 1 提出議案

- (1) 東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例
- (2) 東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- (3) 東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- (4) 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

### 2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校設置条例（昭和49年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市立下黒瀬小学校の項中「東広島市黒瀬町津江1225番地3」を「東広島市黒瀬町津江11225番地3」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月2日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴い、東広島市立下黒瀬小学校の位置の表示を変更するため、この条例案を提出す  
るものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、東広島市立下黒瀬小学校の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市黒瀬町津江 1 2 2 5 番地 3	東広島市黒瀬町津江 1 1 2 2 5 番地 3

2 施行期日

平成 3 0 年 7 月 2 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

東広島市立学校設置条例（昭和49年条例第38号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
	(略)		(略)
東広島市立下黒瀬小学校	東広島市黒瀬町津江 <u>1 1 2 2 5 番地 3</u>	東広島市立下黒瀬小学校	東広島市黒瀬町津江 <u>1 2 2 5 番地 3</u>
	(略)		(略)

議案第 号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の表黒瀬市民グラウンドの項中「東広島市黒瀬町津江575番地2」を「東広島市黒瀬町津江20575番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月2日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴い、黒瀬市民グラウンドの位置の表示を変更するため、この条例案を提出するも  
のである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、黒瀬市民グラウンドの位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市黒瀬町津江 5 7 5 番地 2	東広島市黒瀬町津江 2 0 5 7 5 番地 2

2 施行期日

平成 3 0 年 7 月 2 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。



東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年条例第5号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
5 グラウンド		5 グラウンド	
名称	位置	名称	位置
八本松市民グラウンド	東広島市八本松南二丁目178番地1	八本松市民グラウンド	東広島市八本松南二丁目178番地1
志和市民グラウンド	東広島市志和町志和東10884番地	志和市民グラウンド	東広島市志和町志和東10884番地
黒瀬市民グラウンド	東広島市黒瀬町津江20575番地2	黒瀬市民グラウンド	東広島市黒瀬町津江575番地2
黒瀬多目的グラウンド	東広島市黒瀬町宗近柳国160番地7	黒瀬多目的グラウンド	東広島市黒瀬町宗近柳国160番地7
福富多目的グラウンド	東広島市福富町下竹仁2060番地1	福富多目的グラウンド	東広島市福富町下竹仁2060番地1
豊栄市民グラウンド	東広島市豊栄町鍛冶屋339番地	豊栄市民グラウンド	東広島市豊栄町鍛冶屋339番地
豊栄ふれあいグラウンド	東広島市豊栄町鍛冶屋225番地3	豊栄ふれあいグラウンド	東広島市豊栄町鍛冶屋225番地3
河内市民グラウンド	東広島市河内町下河内60番地1	河内市民グラウンド	東広島市河内町下河内60番地1
河戸区民グラウンド	東広島市河内町河戸2261番地1	河戸区民グラウンド	東広島市河内町河戸2261番地1
入野区民グラウンド	東広島市河内町入野5048番地1	入野区民グラウンド	東広島市河内町入野5048番地1
安芸津市民グラウンド	東広島市安芸津町風早1098番地133	安芸津市民グラウンド	東広島市安芸津町風早1098番地133

議案第 号

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表田口コミュニティスポーツ広場の項中「東広島市西条町田口163番地5」を「東広島市西条町田口10163番地5」に改め、同表吉川コミュニティスポーツ広場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年7月2日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の表吉川コミュニティスポーツ広場の項を削る改正規定は、同年8月1日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴いコミュニティスポーツ広場の位置の表示を変更するとともに、新たに都市公園  
を設置することに伴い吉川コミュニティスポーツ広場を廃止するため、この条例案  
を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。

議案第 号

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴いコミュニティスポーツ広場の位置の表示を次のとおり変更するとともに、新たに都市公園を設置することに伴い吉川コミュニティスポーツ広場を廃止しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
田口コミュニティスポーツ広場	東広島市西条町田口163番地5	東広島市西条町田口10163番地5

2 施行期日

- (1) 田口コミュニティスポーツ広場の位置の表示の変更に関する規定 平成30年7月2日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 吉川コミュニティスポーツ広場の廃止に関する規定 平成30年8月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例（昭和55年条例第28号）新旧対照表

新		旧	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 スポーツ広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
上三永コミュニティスポーツ広場	東広島市西条町上三永3592番地	上三永コミュニティスポーツ広場	東広島市西条町上三永3592番地
田口コミュニティスポーツ広場	東広島市西条町田口10163番地5	田口コミュニティスポーツ広場	東広島市西条町田口163番地5
		吉川コミュニティスポーツ広場	東広島市八本松町吉川5782番地56
椋坂コミュニティスポーツ広場	東広島市志和町七条椋坂10189番地	椋坂コミュニティスポーツ広場	東広島市志和町七条椋坂10189番地
志和堀コミュニティスポーツ広場	東広島市志和町志和堀857番地	志和堀コミュニティスポーツ広場	東広島市志和町志和堀857番地
溝口コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町溝口1011番地1	溝口コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町溝口1011番地1
造賀コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町造賀10706番地	造賀コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町造賀10706番地
杵原上コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町杵原785番地1	杵原上コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町杵原785番地1
杵原下コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町杵原1394番地1	杵原下コミュニティスポーツ広場	東広島市高屋町杵原1394番地1
上戸野コミュニティスポーツ広場	東広島市福富町上戸野2343番地1	上戸野コミュニティスポーツ広場	東広島市福富町上戸野2343番地1
清武コミュニティスポーツ広場	東広島市豊栄町清武1345番地	清武コミュニティスポーツ広場	東広島市豊栄町清武1345番地
河内発祥園コミュニティスポーツ広場	東広島市河内町下河内86番地1	河内発祥園コミュニティスポーツ広場	東広島市河内町下河内86番地1

議案第 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金審査委員会の項の次に次のように加える。

東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業補助金審査委員会	東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業に係る補助金の交付に関する事項を審査すること。
------------------------------	---

別表に次のように加える。

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会	酒蔵が集積する地区における伝統的建造物群の保存対策調査、保存計画の策定等に関する事項を審議すること。
------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新たに附属機関を設置するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。—略—

議案第 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

新たに附属機関を次の表のとおり設置しようとするものである。

名 称	目 的
東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業補助金審査委員会	東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業に係る補助金の交付に関する事項を審査すること。
東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会	酒蔵が集積する地区における伝統的建造物群の保存対策調査、保存計画の策定等に関する事項を審議すること。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。一略一



附属機関の設置に関する条例（昭和50年条例第34号）新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
附属機関	目的	附属機関	目的
(略)		(略)	
<u>東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業補助金審査委員会</u>	<u>東広島市大学教員発ベンチャー創出支援事業に係る補助金の交付に関する事項を審査すること。</u>		
(略)		(略)	
東広島市歴史文化基本構想策定委員会	東広島市歴史文化基本構想及び東広島市文化財保存活用計画の策定に関する事項を調査審議すること。	東広島市歴史文化基本構想策定委員会	東広島市歴史文化基本構想及び東広島市文化財保存活用計画の策定に関する事項を調査審議すること。
<u>東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会</u>	<u>酒蔵が集積する地区における伝統的建造物群の保存対策調査、保存計画の策定等に関する事項を審議すること。</u>		